
法令改正（2021年10月1日施行）

令和3年5月21日法律第42号（2021年10月1日施行分）及び令和3年9月30日経済産業省令第72号（2021年10月1日施行）の内容を分かりやすくご説明します。

講義（47分）では、

- ・ ビデオ会議システムを用いた口頭審理の導入
- ・ 不責事由による特許料等追納期間における割増特許料等の免除
- ・ ハーグ協定に基づく国際出願 指定国日本における手続に関する変更
- ・ 旧氏の併記可能化
- ・ 特許印紙による予納の廃止

といった改正内容についてご説明します。

また、今後予定されている法改正のうち、出願人や権利者の方にとって影響の大きい改正についてもご紹介します。

◆料金

当法人のお客様	無料
当法人のお客様以外の方	3,000円

お申込みは、申込書に必要事項をご記入の上、E-mail（kenshu@patent.gr.jp）又は FAX（052-231-0515）までお送り下さい。